

# 学校給食の再開に向けての手引き

## 1 学校給食の再開

給食の再開については、文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」を踏まえ、段階的に実施する。

## 2 給食提供に関する注意事項

### 【基本的な考え方】

#### 手洗いとマスク着用を徹底する

児童生徒及び教職員による給食の前の手洗いと喫食直前までのマスク着用を確実に行う。

#### 食事をする際の工夫をする

喫食の際には机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけあけて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。

#### 人との間隔をあける

配食、配膳、片付けなどの際には、人が密集しないよう間隔をあけることを徹底する。

### (1) 準備

- ア 配膳台等を丁寧に水拭きし、教職員が消毒液を使用するなど衛生面に配慮する。
- イ 喫食前の手洗いを確実に行うよう徹底する。なお、手洗い場の混雑を避けるため、クラスごとに時間差をつけたり班ごとに手洗い場へ行くなどの配慮をする。
- ウ 給食当番及び教職員は、事前に下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無の確認を確実に行う。また、衛生的な服装（白衣又はエプロン、帽子又はバンダナ、マスク）の着用と、石けんと流水での手洗いを確実に行うことを徹底し、必要に応じて手指の消毒を行う。なお、体調が悪いなど適切でないと思われる場合は給食当番を交代させるなどの対応をとる。
- エ 教室内の2方向の窓等を広く開け、換気を心がける。
- オ その他の児童生徒については、会話を控え、不必要に離席することのないよう指導する。
- カ 喫食時は個人用のランチョンマット等の使用を徹底する。

### (2) 配食（盛り付け）、配膳（給食配り）

- ア 各自が自分の給食を取りに行くセルフ方式での配膳を行う場合は、トレー及びスプーンを自分で取るのではなく、給食当番がセットして渡す。  
※複数人が他のトレーやスプーンに触れることを防ぐ。

- イ 取りに行くとき、席に戻るときの教室内の動線をあらかじめ決めておき、不要な児童生徒同士の接触が起こらないよう配慮する。
- ウ 主食、牛乳、ストロー及びデザート類も、可能な限り給食当番がトレーにのせるようにする。
- エ 感染予防のため、一度配食を行ったものは給食が終了するまで食缶に戻さない。また、配食されたものを他の人に渡すことがないようにする。
- オ 必要に応じて手袋を使用する。

### **(3) 配膳中の給食当番以外の児童生徒**

- ア 食べ始める直前まで全員がマスクを着用するよう指導する。
- イ 必要があるとき以外は、離席しないよう徹底させる。

### **(4) 喫食時**

- ア 机は可能な限り離し、飛沫を飛ばさないように会話を控え、前向き給食を実施する。その際、教職員は児童生徒の後方に机を用意して喫食する。(教職員への飛沫感染防止のため。)
- イ 配膳後、「いただきます。」をしてからマスクを外す。あごにマスクをかけたまま喫食することのないよう注意する。
- ウ マスクを外す際は、前面を触らずに、耳かけの部分だけを持って外すように指導する。また、喫食中に外したマスクは給食袋等にしまうなど清潔に保てるよう配慮する。
- エ 喫食中は会話をしないこと、離席することのないよう指導する。  
また、おかわりが生じる場合は、教職員が盛り付けを行う。
- オ 喫食中の咳エチケットを徹底する。
- カ 食べ終わり次第、各自マスクを着用するよう指導する。

### **(5) 喫食終了後・片付け**

- ア 「ごちそうさま。」をするまでは離席しないよう指導する。先に食べ終わった場合は、食器の片付けはせずに読書などをする。(離席しなくて済むようあらかじめ準備させておく。)
- イ 片付けの際は、配膳台前が混雑しないようグループごとに行動するなど、動線に配慮し片付けを行う。片付けは各自で自分のものを下げ、他人の使用した食器具に触れることのないようにする。
- ウ 牛乳パックは、開封、洗浄を行わず、ストロー、ストローの袋と一緒に、大きめの袋に入れて可燃ごみとして処分する(第1学期の間)。その際、他人のものに触れることのないように注意する。飲み残しは、はねないように注意しながらバケツの中に入れる。
- エ 喫食後の手洗いも確実に行う。
- オ 配膳台等を丁寧に水拭きし、教職員が消毒液などで消毒をするなど衛生面に配慮する。

カ 歯磨きについては学校判断とする。

## (6) その他

- ア 給食で使用している器具等については、十分な洗浄を行い熱風にて消毒し衛生的に取り扱っているが、はし、スプーン等の共用が気になる児童生徒がいる場合については、スプーン等を持参することも可能とする。
- イ 手洗い用のハンカチやタオルの持参を徹底させる。また、それらの貸し借りは禁止とする。
- ウ 手洗い後や手袋着用後に顔などを触らないように指導する。

## 3 給食配膳員

給食配膳員は、日常行っている個人別の健康状態のチェック項目に「検温」の項目を加え、特に注意して確認及び記録を行います。

また、業務の際の基本的な手洗いや、手袋、マスク等の着用及び配膳室内の衛生管理について、より一層徹底します。